

2 結婚したとき

《 互助会 》

○ 会員が結婚したとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式（ホームページ）
・ 結婚祝金 40,000円	・ 結婚祝金請求書	・ 戸籍抄本（写）又は関係が確認できる書類（写）等	様式一覧 （給付、厚生事業）

※ 再婚の場合も給付対象

※ 事実上婚姻関係と同様の事情による場合及び会員期間が3年以上で婚約が決定して退職した場合も給付対象

3 出産したとき

《 共済組合 》

○ 組合員又は被扶養者である家族が出産したとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式集
・ 出産費又は家族出産費 500,000円 ※ 産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合は488,000円	《直接支払制度利用》 ・ 出産費等請求書 ※医師又は助産師の証明は、母子手帳の出生届出済証明の写しに代えることができます。 ・ 出産費等内払金支払依頼書	・ 出産費用の内訳を記した明細書(写) ・ 合意文書（写）	P28 P28-3
・ 出産費附加金又は家族出産費附加金 50,000円	《受取代理制度利用》 ・ 出産育児一時金等支給申請書 ※出産予定日の2か月前に提出	・ 母子健康手帳（写）	
	《上記制度利用無し》 ・ 出産費等請求書 ※医師又は助産師の証明は、母子手帳の出生届出済証明の写しに代えることができます。	・ 出産費用の内訳を記した明細書(写)	P28
【掛金の特例】 申出により産前産後休業期間に係る掛金が免除されます。(P28(4)参照)	《産前産後休業承認時》 ・ 産前産後休業掛金免除申出書 《出産後》 ・ 産前産後休業掛金免除変更申出書	・ P28(4)参照	P37

※ 直接支払制度や受取代理制度を利用されると、医療機関での出産費用の支払いを軽減することができます。

○ 組合員が出産のため欠勤し給料の全部又は一部が支給されないとき

給付内容	提出書類	様式集
・ 出産手当金 以下の期間の1日につき、標準報酬日額の3分の2に相当する金額 出産予定日前42日（出産予定日後に出産した場合もその期間支給。多胎妊娠の場合は98日）から出産の日以後56日までの期間。 ただし、土曜日、日曜日は除く。	・ 出産手当金請求書	P31

※ 出産とは、妊娠4か月以上の胎児の分娩をいう。流産、早産、死産等も対象。

※ 標準報酬月額 …… 掛金の標準となった標準報酬月額

※ 標準報酬日額 …… 出産手当金支給日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額の平均額×1/22
(1円の位を四捨五入し、10円単位とする。)

※ 資格喪失後の給付について (P73参照)

○ 3歳未満の子を養育しているとき

同居している3歳未満の子を養育している組合員が、共済組合に申出をしたとき、年金給付を計算する際に使用する標準報酬月額の特例を受けることができます。(3歳未満特例)

(制度概要・事務処理等、詳細は、P24(9)参照)

○ 産前産後休業終了後、育児休業の承認を受けずに職場復帰したとき

産前産後休業終了後、実際に受けている報酬の月額と決定されている標準報酬月額に隔たりが生じた場合、組合員の申出に基づき、標準報酬月額を改定します。（産前産後休業終了時改定）
（制度概要・事務処理等、詳細は、P23(8)参照）

《 互 助 会 》

○ 会員又は配偶者が出産したとき

給付内容	提出書類	様式（ホームページ）
<p>・ 出産祝金（1児につき） 20,000円 ※ 夫婦共に会員の場合は、40,000円</p>	<p>・ 出産祝金請求書 （様式は共済組合と併用） ※医師又は助産師の証明 は、母子手帳の出産届出済 証明の写しに代えることが できます。</p>	<p>様式一覧 （給付、厚生事業）</p>

※ 死産、流産又は出産後2週間以内に死亡した場合、家族死亡弔慰金対象（P54参照）

4 育児休業をしたとき

◀ 共済組合 ▶

○ 組合員が育児休業をしたとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式集
<p>・ 育児休業手当金</p> <p>育児休業1日（土、日曜日を除く。）につき、育児休業を取得した期間を通算して180日目までは標準報酬日額の67/100、181日目から子供が1歳に達するまでの間は標準報酬日額の50/100に相当する金額（上限あり）を支給する。</p> <p>※ 雇用保険法に基づく育児休業給付が支給される場合は、共済組合の育児休業手当金は支給されません。</p>	<p>・ 育児休業手当金・育児休業支援手当金請求書</p>	<p>・ 辞令（写）</p>	<p>P33</p>
<p>※ 変更が生じた場合に提出</p>	<p>・ 育児休業手当金変更請求書</p>	<p>・ 辞令（写）</p>	<p>P33-3</p>
<p>※ 育児休業手当金給付終了後に提出</p>	<p>・ 育児休業手当金支給期間に係る報酬支払証明書</p>	<p>・ 支給期間に係る出勤簿（写）</p>	<p>P33-2</p>
<p><特別な事情がある場合に支給期間が1歳6か月まで延長></p> <p>1 復職を目的として保育所における保育の申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合。</p> <p>2 育児休業に係る子の養育を行っている配偶者が、子が1歳に達する日後の期間について次のいずれかに該当する場合。</p> <p>① 死亡したとき。</p> <p>② 負傷、疾病又は身体上若しくは身体上の障害により子を養育することが困難な場合。</p> <p>③ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業に係る子と同居しないこととなったとき。</p> <p>④ 6週間（多胎妊娠にあつては、14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき。</p> <p>3 育児休業の発令が、産前産後休業の開始により終了したが、当該産前産後休業の期間が終了する日までに当該産前産後休業の期間に係る子の全てが、次のいずれかに該当する場合。</p> <p>① 死亡したとき</p> <p>② 養子となったことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなったとき</p> <p>4 育児休業の発令が、介護休業の開始により終了したが、当該介護休業の期間が終了する日までに当該介護休業の期間の休業に係る対象家族が次のいずれかに該当する場合。</p> <p>① 死亡したとき</p> <p>② 離婚、婚姻の取消、離縁等により当該対象家族と組合員との親族関係が消滅したとき</p> <p>5 育児休業の発令が、新たな育児休業等の開始により終了したが、当該新たな育児休業等の期間が終了する日までに当該新たな育児休業等の期間に係る子の全てが、次のいずれかに該当する場合。</p> <p>① 死亡したとき</p> <p>② 養子となったことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなったとき</p> <p>③ 民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（同項に規定する特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたとき</p> <p>※なお、上記の延長の適用を受けている場合で、当該育児休業に係る子が1歳6か月に達した時点で、上記と同様の延長要件（「1歳」を「1歳6か月」に読み替え）に該当した場合、2歳に達する日まで支給期間が延長されます。</p>	<p>・ 育児休業手当金延長請求書 （1歳から1歳6か月・1歳6か月から2歳までの支給期間延長分）</p>	<p>（延長理由が左記1の場合）</p> <p>・ 延長期間に係る辞令（写）</p> <p>・ 育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書</p> <p>・ 市区町村に提出した保育所等の利用申込書（写）</p> <p>・ 市区町村より発行された保育所等における保育が当面行われないことが明らかとなる通知（入所保留通知書等）</p> <p>（延長理由が左記2～5の場合）</p> <p>・ 延長期間に係る辞令（写）</p> <p>・ 特別な事情が確認できる書類</p>	<p>P33-4 P33-5</p>
<p><パパ・ママ育休></p> <p>配偶者が育児休業に係る子が1歳に達する日までの間に育児休業を取得している場合、その子が1歳2か月に達する日までの間支給されます。（最大1年間（その子の出生の日及び産後の休業期間を含む。））</p>			

給付内容		提出書類(様式集)・添付書類	
<p>・育児休業支援手当金</p> <p>1 給付要件 次の①～②の要件にいずれにも(※1)該当するとき。 ① 組合員が対象期間内(※2)に育児休業等をした日数が通算して14日以上あるとき。 ② 組合員の配偶者が子の出生の日から起算して56日を経過する日の翌日までの期間内に育児休業をした日数が通算して14日以上あるとき。 (※1)②の要件(配偶者の育児休業等)を必要としない場合 子の出生日翌日時時点で、以下のいずれかに該当する場合は、上記①の要件のみに該当すれば給付されます。 ア 配偶者のいない場合、配偶者が組合員の子と法律上の親子関係がない場合、組合員が配偶者から暴力を受け別居中である場合、配偶者が行方不明の場合等。 ただし、行方不明の場合については、配偶者が勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合又は災害により行方不明となっている場合に限りです。 イ 配偶者が労働者でない場合、自営業者・フリーランス等雇用保険法に規定する適用事業に雇用される労働者でない場合。 ウ 配偶者が産後休業等を取得している場合。 エ 配偶者が日々雇用される者である場合、育児休業等の申出ができない有期雇用労働者である場合、育児休業等の申出が承認されなかった場合、育児休業給付の受給資格がない場合等。 なお、単に配偶者の業務の都合により育児休業等を取得しない場合等は含みません。 (※2)対象期間 ア 組合員が育児休業等に係る子について産後休業等をしなかったとき その子の出生の日から起算して56日を経過する日の翌日までの期間 イ 組合員が育児休業等に係る子について産後休業等をしたとき ・子の出生日が出産予定日より前の場合 子の出生日から、出産予定日から起算して112日を経過する日の翌日までの期間 ・子の出生日が出産予定日と同日の場合 子の出生日から、子の出生日から起算して112日を経過する日の翌日までの期間 ・子の出生日が出産予定日より後の場合 出産予定日から、子の出生日から起算して112日を経過する日の翌日までの期間</p> <p>2 給付日数 同一の子について、組合員が育児休業等を開始した日から育児休業等を終了した日までの日数を合算して28日に達する日の翌日までの期間内のうち、土日を除いた日数</p> <p>3 給付額 1日につき 標準報酬日額(※)×13/100 (円未満切り捨て) ※ 標準報酬日額=標準報酬月額×1/22 (10円未満四捨五入) (給付額の上限) 標準報酬日額の13%に相当する金額が、給付上限相当額(雇用保険法に定める額に相当する額に30を乗じて得た額の13%に相当する額を22で除して得た額)を上回る場合、給付日額は給付上限相当額となります。 (雇用保険法との調整) 同一の育児休業等について雇用保険法の規定による出生後休業支援手当金の支給を受けられるときは、給付されません。</p>		<p>・育児休業手当金・育児休業支援手当金請求書(P33)</p> <p>(添付書類) ・辞令(写) ・配偶者の育児休業等の期間が確認できる書類(写) ・育児休業等に係る子の出生日が確認できる書類(写) ・育児休業等に係る子の出産予定日が確認できる書類(写) ・世帯全員の続柄が記載された住民票(写)</p> <p>(配偶者の育児休業等を要件としない場合) ・配偶者が育児休業等を取得することができないことを証明する書類 (※1)アの場合 戸籍謄本(写)、世帯全員の続柄が記載された住民票(写)等 (※1)イの場合 配偶者の直近の課税証明書(写)等 (※1)ウの場合 産後休業等の取得の事実を証明する書類(写) (※1)エの場合 任命権者からの育児休業等不承認の通知書(写)、育児休業等の取得要件を満たさないことがわかる労働契約書(写)等</p>	
給付内容	提出書類	添付書類	様式集
<p>【掛金の特例】 申出により育児休業期間に係る掛金が免除されます。 (P28(4)エ参照)</p>	<p>・育児休業等掛金免除申出書 ・育児休業等掛金免除変更申出書 (変更が生じた場合に提出)</p>	<p>・辞令(写)</p>	<p>P38 P39</p>
<p>【貸付金の償還猶予】 (P59参照) 貸付の未償還金がある場合、申出により償還を猶予することができます。 猶予された償還金は、定期償還と併せて又は一括償還等で返済することになります。</p>	<p>・償還猶予申出書</p>		<p>P62</p>

※ 標準報酬月額 …… 掛金の標準となった標準報酬月額

※ 標準報酬日額 …… 標準報酬月額の1/22 (1円の位を四捨五入し、10円単位とする。)

○ 3歳未満の子を養育している組合員が、育児休業終了後、職場復帰したとき

育児休業終了後、実際に受けている報酬の月額と決定されている標準報酬月額に隔たりが生じた場合、組合員からの申出によって標準報酬月額を改定することができます。(育児休業等終了時改定)
(制度概要・事務処理等、詳細は、P22(7)参照)

《 互 助 会 》

○ 会員が育児休業をしたとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式（ホームページ）
<p>【 掛金の特例 】 育児休業期間に係る掛金が免除されます。</p> <p>[免除対象期間] 全日数にわたって勤務に服することができなかった月から勤務に服するようになった日の属する月の前月まで</p>	提出書類不要		
<p>【 貸付金の償還猶予 】 (P64参照) 貸付金の未償還金がある場合、償還を猶予することができます。ただし、新規貸付後は数か月の償還が必要です。償還猶予中は償還を止めるため、猶予した月数分償還終了期間が延びることになります。</p> <p>[猶予期間] 育児休業期間の範囲内で希望する期間</p>	・ 償還猶予申出書	・ 辞令（写）	様式一覧 (貸付事業)

5 育児短時間勤務・部分休業をしたとき

◀ 共済組合 ▶

○ 組合員が育児短時間勤務・部分休業をしたとき

給付内容	提出書類(様式集)・添付書類
<p>・育児時短勤務手当金</p> <p>1 給付要件 組合員が2歳に満たない子を養育するために育児時短勤務(※)の承認を受けて勤務時間を短縮したとき。 (※)育児時短勤務は、次の①～④に掲げる勤務となります。 ① 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務 ② 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項に規定する部分休業 ③ 雇用保険法第61条の12第1項に規定する育児時短就業 ④ その他これらに相当する勤務 (支給停止事由) 次のいずれかに該当することとなった場合 ① 子の死亡その他組合員が育児時短勤務に係る子を養育しないこととなった事由として組合が認める事由が生じたとき。 ② 育児時短勤務に係る子が2歳に達したとき。 ③ 育児時短勤務の申出をした組合員が産前産後休業、介護休業又は育児休業等を開始したとき。 ④ 育児時短勤務の申出をした組合員が新たな育児時短勤務を開始したとき。</p> <p>2 支給対象月 組合員が育児時短勤務を開始した日の属する月から、当該育児時短勤務を終了した日の属する月までの期間内にある月(その月の初日から末日まで引き続いて組合員であり、かつ、育児休業手当金または介護休業手当金の支給を受けることができる休業をしなかった月に限る。) なお、上記の〈支給停止事由〉のいずれかに月途中で該当したことにより、その月の途中から育児時短勤務手当金を支給しないこととなる場合、その月は支給対象月として取り扱い、他の支給対象月と同様に月単位で支給額を算定することになります。</p> <p>3 給付額 支給対象月1月につき、支給対象月に支払われた報酬の額の10% ただし、支給対象月に支払われた報酬の額が、育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬月額額の90%以上であるときは、90%を超える額に応じて、10%から一定の割合で減率する。計算式としては、$\{① - (② + ③)\} / ②$となります。(最終計算結果を%に直したあと、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位までを求めます。) ① 育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬月額 ② 支給対象月に支払われた報酬の額 ③ ①の1%に①に掲げる額から②に掲げる額を減じた額を①の10%で除して得た率を乗じて得た額 $① \times 1/100 \times (\alpha / \beta)$ $\alpha = ① - ②$ $\beta = ① \times 10/100$ (基準報酬月額相当額との調整) 育児時短勤務を開始した日の属する月の標準報酬月額が、雇用保険法に定める基準報酬月額相当額を超える場合は、当該標準報酬月額を基準報酬月額相当額と読み替えて、給付額の計算が行われます。 (支給限度額との調整) 給付額と支給対象月に支払われた報酬の額との合計額が、雇用保険法に定める支給限度額を超えるときは、支給限度額から支給対象月の報酬の額を減じて得た額が給付されません。 (給付対象外となる場合) 次のいずれかに該当する場合は、その月の育児時短勤務手当金は給付されません。 ・支給対象月に支払われた報酬の額が、育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬月額額の100%以上であるとき。 ・支給対象月に支払われた報酬の額が、支給限度額以上であるとき。 ・育児時短勤務手当金の給付額が、最低限度額未満であるとき。 (雇用保険法との調整) 同一の育児時短勤務について雇用保険法の規定による育児時短就業給付金、高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けることができるときは、給付されません。</p>	<p>・育児時短勤務手当金請求書(P33-6)</p> <p>(添付書類) ・辞令(写) ・育児時短勤務中の1週間の所定勤務時間が確認できるもの ・支給対象月の給与明細(翌月以降に支給額に調整があった場合は、調整月の給与明細も必要) ・育児時短勤務に係る子の生年月日が確認できる書類(子が被扶養者である場合は不要) ・短縮前の1週間の所定勤務時間を確認できる書類(フルタイム勤務の組合員は不要)</p>

6 介護休暇を取得したとき

◀ 共済組合 ▶

○ 組合員が介護休暇を取得したとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式集
<p>・介護休業手当金</p> <p>勤務に服さなかった期間1日につき、標準報酬日額の67/100に相当する金額(上限あり)を支給する。(上限額は毎年8月に変更される。)</p> <p>※ 支給期間は、介護休業の日数を通算して66日を限度とする。</p> <p>※ 支給期間に報酬の全部又は一部が支給される場合は、報酬に相当する額を控除して支給</p> <p>※ 雇用保険法に基づく介護休業給付が支給される場合は、共済組合の介護休業手当金は支給されません。</p> <p><対象家族> 配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫 組合員と同居している、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子</p>	<p>・介護休業手当金請求書</p> <p>・介護休業手当金支給期間に係る報酬支払証明書</p>	<p>・介護休暇用休暇簿(写)</p> <p>・給与支給明細書(写)</p> <p>・出勤簿(写)</p>	<p>P34</p> <p>P34-2</p>
<p>【掛金】 給料からの控除ができない場合は、納付書により払い込んでいただきます。</p>			
<p>【貸付金の償還猶予】 (P59参照)</p> <p>貸付の未償還金がある場合、申出により償還を猶予することができます。</p> <p>猶予された償還金は、介護休暇終了後、定期償還と併せて又は一括償還等で返済することになります。</p>	<p>・償還猶予申出書</p>		<p>P62</p>

※ 標準報酬月額 …… 掛金の標準となった標準報酬月額

※ 標準報酬日額 …… 標準報酬月額×1/22 (1円の位を四捨五入し、10円単位とする。)

◀ 互助会 ▶

○ 会員が介護休暇を取得したとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式(ホームページ)
<p>・介護休暇給付金</p> <p>介護休暇中の会員に、標準報酬日額の67/100に休暇日数を乗じた額(ただし、給付日額が雇用保険法に定める給付上限相当額を超える場合は、給付日額を給付上限相当額に変えて計算する。)と公学校共済組合掛金相当額を合算した額を給付する。</p> <p>ただし、公立学校共済組合から介護休業手当金が支給される間は、公立学校共済組合掛金相当額のみを給付</p> <p>※ 給付上限額は毎年8月に更新される</p>	<p>・介護休暇給付金申請書</p>	<p>・出勤簿(写)</p>	<p>様式一覧 (給付、厚生事業)</p>
<p>【掛金の特例】 介護休暇期間に係る掛金が免除されます。</p> <p>[免除対象期間] 全日数にわたって勤務に服することができなかった月から勤務に服するようになった日の属する月の前月まで</p>	<p>提出書類不要</p>		
<p>【貸付金の償還猶予】 (P64参照)</p> <p>貸付金の未償還金がある場合、償還を猶予することができます。ただし、新規貸付後は数か月の償還が必要です。償還猶予中は償還を止めるため、猶予した月数分償還終了期間が延びることになります。</p> <p>[猶予期間] 介護休暇期間の範囲内で希望する期間</p>	<p>・償還猶予申出書</p>	<p>・介護休暇用休暇簿(写)</p>	<p>様式一覧 (貸付事業)</p>